

現 行					改 正 案					備 考
札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱					札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱					高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部改正に伴う規定整備ほか文言修正
第 1 条から第 11 条まで（略）					第 1 条から第 11 条まで（現行のとおり）					
様式 1 から様式 4 まで（略）					様式 1 から様式 4 まで（現行のとおり）					
様式 5					様式 5					
バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト					バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト					
建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容		建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容		
1 出入口 （第 2 条）	（略）	（略）	（略）		1 出入口 （第 2 条）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）		
2 廊下等 （第 3 条）	車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに通ずる廊下等は適用しない	①滑りにくい仕上げ	（仕上げ材）		2 廊下等 （第 3 条） （車椅子使用者用経路を構成する廊下等を含む。）	車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに通ずる廊下等は適用しない	①滑りにくい仕上げ	（仕上げ材）		
		②廊下側に開く戸が安全上支障がない（7%コープ）	（支障）有 ・ 無				②廊下側に開く戸が安全上支障がない（7%コープ）	（支障）有 ・ 無		
		③休憩の用に供する設備の設置（ベンチ等）	（設備）有 ・ 無 （適切な位置）				③休憩の用に供する設備の設置（ベンチ等）	（設備）有 ・ 無 （適切な位置）		
		④幅 180 cm 以上（50m 以内ごとに車椅子すれ違いスペースを設ける場合 140 cm 以上）	（内法幅）cm （すれ違い部）有 ・ 無				④幅 180 cm 以上（50m 以内ごとに車椅子すれ違いスペースを設ける場合 140 cm 以上）	（内法幅）cm （すれ違い部）有 ・ 無		
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	（開閉方法）				⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	（開閉方法）		
		⑥戸の前後に高低差がない（水平）	（高低差）有 ・ 無				⑥戸の前後に高低差がない（水平）	（高低差）有 ・ 無		
		(1) 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	①階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ﾌﾟﾛｯｸ等を敷設（勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く）	（点状ﾌﾟﾛｯｸ）有 ・ 無 （勾配）／ （高さ）cm			(1) 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	①階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ﾌﾟﾛｯｸ等を敷設（勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く）	（点状ﾌﾟﾛｯｸ）有 ・ 無 （勾配）／ （高さ）cm	
②突出物を設ける場合の安全上支障のない措置			（突出物）有 ・ 無 （講じた措置）		②突出物を設ける場合の安全上支障のない措置			（突出物）有 ・ 無 （講じた措置）		
3 階段 （第 4 条）			（略）	（略）				3 階段 （第 4 条）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
4 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 （第 5 条）	多数の者が利用する階段を設ける場合（車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段を除く）	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機（2 以上の階にわたるときは 6 のエレベーターに限る）を設けているか	階段有 ・ 無 （講じた措置）		4 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 （第 5 条）	多数の者が利用する階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）を設ける場合（車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場等のみに通ずる階段を除く）	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機（2 以上の階にわたるときは 6 のエレベーターに限る）を設けているか	階段有 ・ 無 （講じた措置）		
5 傾斜路 （第 6 条）	車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに	①幅 150cm 以上（段併設の場合 120 cm 以上）	（内法幅）cm （段併設）有 ・ 無		5 傾斜路 （第 6 条）	車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに	①幅 150cm 以上（段併設の場合 120 cm 以上）	（内法幅）cm （段併設）有 ・ 無		
		②勾配 1/12 以下	（勾配）／				②勾配 1/12 以下	（勾配）／		

(多数の者が利用する階段に代わる傾斜路、又は階段に併設する傾斜路に適用)	通ずる傾斜路には適用しない ----- 上記の場合	③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm(踏幅) cm	
		②両側に手すりを設置（勾配＞1/12）	(手すり) 有 ・ 無	
		④両側に手すりを設置（高さ＞16 cm）	(高さ) cm 有 ・ 無	
		⑤滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		⑥廊下と識別しやすい色	(講じた措置)	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用（自動車車庫を除く）	⑦上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設 （勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く。若しくは傾斜部分と連続した手すりを設けた踊場を除く）	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	
6 エレベーター (第7条) (多数の者が利用する階段を設ける場合に、設置される昇降機)	(1) 1 以上のエレベーター及びその乗降ロビー（籠の停止階は多数の者が利用する居室、及び車椅子使用者用便房・駐車施設・浴室等・客室・客席がある階並びに地上階とする） (多数の者の利用) ①～⑤及び⑥イ、⑦イ、⑧イを適用する (不特定多数の者の利用) ⑥イ、⑦イ、⑧イを除く全てを適用する (主に視覚障害者の利用) ⑥ロ、⑦ロ、⑧ロを除く全てを適用する（車庫除く）	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm	
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無	
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有 ・ 無	
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造		
		⑤車椅子使用者が利用しやすい制御装置（籠内及び乗降ロビー；以下の⑩、⑪も同様）	(装置の高さ) cm	
		⑥イ 出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑥ロ 出入口幅 90 cm以上	(内法幅) cm	
		⑦イ 乗降ロビー150cm×150cm 以上 高低差なし（水平）	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑦ロ 乗降ロビー180cm×180cm 以上 高低差なし（水平）	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑧イ 籠の幅 140 cm以上	(内法幅) cm	
		⑧ロ 籠の幅 160 cm以上	(内法幅) cm	
		⑨籠内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	有 ・ 無	
		⑩視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	(点字表示等)) 有 ・ 無	
		⑪籠の昇降方向の音声表示装置	有 ・ 無	
	(2) その他のエレベーター及びその乗降ロビー (多数の者の利用) ①～③及び⑥イ、⑦イを適用する (不特定多数の者の利用) 全項目を適用する	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm	
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無	
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有 ・ 無	
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造		
		⑥イ 出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑦イ 乗降ロビー150cm×150cm 以上 高低差なし（水平）	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑧イ 籠の幅 140 cm以上	(内法幅) cm	
7 特殊な構造 又は使用形態のエレベーターその	(1) エレベーターの場合	①段差解消機（建設省告示第 1413 号第 1 第九号）	(構造方法)	
		②籠の床面積 2.25 ㎡以下	(床面積) ㎡	
		③車椅子の転回に支障ない籠の構造	(支障) 有 ・ 無	
(第5条の規定により設ける傾斜路に適用)	通ずる傾斜路には適用しない ----- 上記の場合	③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm(踏幅) cm	
		②両側に手すりを設置（勾配＞1/12）	(手すり) 有 ・ 無	
		④両側に手すりを設置（高さ＞16 cm）	(高さ) cm 有 ・ 無	
		⑤滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		⑥廊下と識別しやすい色	(講じた措置)	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用（自動車車庫を除く）	⑦上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設 （勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く。若しくは傾斜部分と連続した手すりを設けた踊場を除く）	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	
6 エレベーター (第7条) (多数の者が利用する階段を設ける場合に、設置される昇降機)	(1) 1 以上のエレベーター及びその乗降ロビー（籠の停止階は多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房・駐車施設・浴室等・客室又は誘導基準適合車椅子使用者用部分がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階とする） (多数の者の利用) ①～⑤及び⑥イ、⑦イ、⑧イを適用する (不特定多数の者の利用) ⑥イ、⑦イ、⑧イを除く全てを適用する (主に視覚障害者の利用) ⑥ロ、⑦ロ、⑧ロを除く全てを適用する（車庫除く）	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm	
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無	
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有 ・ 無	
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造	(装置の高さ) cm	
		⑤車椅子使用者が利用しやすい制御装置（籠内及び乗降ロビー；以下の⑩、⑪も同様）	(装置の高さ) cm	
		⑥イ 出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑥ロ 出入口幅 90 cm以上	(内法幅) cm	
		⑦イ 乗降ロビー150cm×150cm 以上 高低差なし（水平）	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑦ロ 乗降ロビー180cm×180cm 以上 高低差なし（水平）	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑧イ 籠の幅 140 cm以上	(内法幅) cm	
		⑧ロ 籠の幅 160 cm以上	(内法幅) cm	
		⑨籠内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	有 ・ 無	
		⑩視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	(点字表示等)) 有 ・ 無	
		⑪籠の昇降方向の音声表示装置	有 ・ 無	
	(2) その他のエレベーター及びその乗降ロビー (多数の者の利用) ①～③及び⑥イ、⑦イを適用する (不特定多数の者の利用) 全項目を適用する	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm	
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無	
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有 ・ 無	
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造		
		⑥イ 出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑦イ 乗降ロビー150cm×150cm 以上 高低差なし（水平）	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑧イ 籠の幅 140 cm以上	(内法幅) cm	
7 特殊な構造 又は使用形態のエレベーターその	(1) エレベーターの場合	①段差解消機（建設省告示第 1413 号第 1 第九号）	(構造方法)	
		②籠の床面積 2.25 ㎡以下	(床面積) ㎡	
		③車椅子の転回に支障ない籠の構造	(支障) 有 ・ 無	

他の昇降機 (第8条)	(2) エスカレーター の場合	①車椅子用（建設省告示第 1417 号 第 1 ただし書き）	(構造方法)		他の昇降機 (第8条) (第5条の規 定により設 ける昇降機 に適用)	(2) エスカレーター の場合	①車椅子用（建設省告示第 1417 号 第 1 ただし書き）	(構造方法)		省令 14 条と重複のた め、8 (1) ⑦を削除す る規定整備
8 便所 (第9条) (多数の者が 利用する便 所を設ける 場合)	(1) 車椅子使用者 用便房及びオスト メイト対応便房 を、便所が設けら れている階ごとに 1 以上設置	①階ごとの便房数が 200 以下の場合 は 1/50 以上、200 超は 1/100 + 2 以 上の便房数	(全便房数) 便房 (車椅子用) 便房		(1) 車椅子使用者 用便房	①多数の者が利用する便所内又は当 該便所に近接する位置に車椅子使用 者用便房を 1 以上設置	(車椅子用) 有 ・ 無			
		②腰掛便座、手すり等の適切な配置	(手すり等) 有 ・ 無				②腰掛便座、手すり等の適切な配置	(手すり等) 有 ・ 無		
		③車椅子使用者の利用に十分な空間 の確保	(空間) 有 ・ 無				③車椅子使用者の利用に十分な空間 の確保	(空間) 有 ・ 無		
		④出入口幅 80 cm 以上	(内法幅) cm				④出入口幅 80 cm 以上	(内法幅) cm		
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉 しやすい戸	(開閉方法)				⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉 しやすい戸	(開閉方法)		
		⑥戸の前後に高低差がない（水平）	(高低差) 有 ・ 無				⑥戸の前後に高低差がない（水平）	(高低差) 有 ・ 無		
	⑦車椅子使用者用便房がある旨の表 示	(標識) 有 ・ 無		(削除)	(削除)					
車椅子使用者用便 房のない便所	⑧車椅子使用者用便房に近接するか 又は腰掛便座及び手すりを 1 以上の 便房に設置	(講じた措置) (手すり等) 有 ・ 無		(削除)	(削除)					
(新設)				(2) オストメイト対 応水栓器具を設け た便房	有 ・ 無					
(2) 男子用小便器 を設ける場合（階 ごとに 1 以上）	①床置きその他これに類する小便器 を設置	(床置き) 有 ・ 無		(3) 男子用小便器 を設ける場合（階 ごとに 1 以上）	①床置きその他これに類する小便器 を設置	(床置き) 有 ・ 無				
(新設)				9 劇場等の客 席 (第9条の 2)	(1) 誘導基準適合 車椅子使用者用部 分	①客席に設ける座席の数が 100 以下 の場合は 2 以上、100 を超え 200 以 下の場合は座席の数の 1/50 以上、 200 を超え 2,000 以下の場合は座席 の数の 1/100+2 以上、2,000 超は座 席の数の 75/10000+7 以上設置	(座席の数) 席 (車椅子用) 席			
9 ホテル又は 旅館の居室 (第10条)	(略)	(略)	(略)	(2) 誘導基準適合 車椅子使用者用部 分の構造	①幅 90 cm 以上	(幅) cm				
					②奥行 135 cm 以上	(奥行) cm				
					③床は平らとする	(講じた措置)				
					④車椅子使用者が舞台等を容易に視 認できる構造	(講じた措置)				
⑤同伴者用の座席又はスペースを隣 接して設置	(隣接) 有 ・ 無									
(3) 客席に設ける 座席の数が 200 を 超える場合	(1) の規定による誘導基準適合車椅子 使用者用部分を 2 箇所以上に分散 して設置	(設置場所)								
10 ホテル又は 旅館の居室 (第10条)	(略)	(略)	(略)	10 ホテル又は 旅館の居室 (第10条)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)			
11 敷地内の通路 (第11条)	(略)	(略)	(略)	11 敷地内の通路 (第11条)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)			
11 駐車場 (第12条)	多数の者が利用す る駐車場を設ける 場合は、車椅子使 用者用駐車施設を	①全駐車台数が 200 以下は 1/50 以 上、200 超は 1/100 + 2 以上の台数	(全駐車台数) 台 (車椅子用) 台	12 駐車場 (第12条)	多数の者が利用す る駐車場を設ける 場合	①駐車施設の総数の 2/100 以上の数 の車椅子使用者用駐車施設を設置	(駐車施設の総数) 台 (車椅子用) 台			
		②幅 350cm 以上	(幅員) cm			a 幅 350cm 以上	(幅員) cm			

	1 以上算定により設置	③利用居室等までの経路が短い位置に設置	(近い位置) 有 ・ 無	
12 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席 (第 12 条の 2)	(1) 車椅子使用者用客席	客席の総数が 200 以下の場合は客席総数の 1/50 以上、200 を超え 2,000 以下の場合は 1/100+2 以上、2,000 超は 75/10000+7 以上設置	(全客席数) 席 (車椅子用) 席	
	(2) 車椅子使用者用客席の構造	①幅 90 cm 以上	(幅) cm	
		②奥行 120 cm 以上	(奥行) cm	
		③床は平らとする。	(講じた措置)	
		④車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造	(講じた措置)	
		⑤同伴者用の客席又はスペースを隣接して設置	(隣接) 有 ・ 無	
	(3) 客席総数が 200 を超える場合	(1) の規定による車椅子使用者用客席を 2 箇所以上に分散して設置	(設置場所)	
13 浴室等 (第 13 条)	(略)	(略)	(略)	
14 標識 (第 14 条)	移動等円滑化の措置された昇降機、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に標識を設置 (日本産業規格 Z 8210 に適合し、内容が容易に識別できるもの)	①エレベーターその他の昇降機への標識	有 ・ 無	
		②便所への標識	有 ・ 無	
		③駐車施設への標識	有 ・ 無	
15 案内設備 (第 15 条) (案内所を設ける場合には、適用しない)	(略)	(略)	(略)	
16 点字等で示す設備(案内設備等までの経路、又は案内所までの経路) (第 16 条)	(略)	(略)	(略)	

(24.9)

注 1 建築物特定施設等の欄の「第〇条」は、バリアフリー法省令の該当条文を示す。

注 2 特別特定建築物については、誘導基準省令 18 条の読替え規定に注意。

		b 利用居室等までの経路が短い位置に設置	(近い位置) 有 ・ 無	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
13 浴室等 (第 13 条)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
14 標識 (第 14 条)	移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に標識を設置 (日本産業規格 Z 8210 に適合し、内容が容易に識別できるもの)	①エレベーターその他の昇降機への標識	有 ・ 無	
		②便所への標識	有 ・ 無	
		③駐車施設への標識	有 ・ 無	
15 案内設備 (第 15 条) (案内所を設ける場合には、適用しない)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
16 点字等で示す設備(案内設備等までの経路、又は案内所までの経路) (第 16 条)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	

(令和 7 年 6 月改定版)

注 1 建築物特定施設等の欄の「第〇条」は、バリアフリー法省令の該当条文を示す。

注 2 特別特定建築物については、誘導基準省令 18 条の読替え規定に注意。

様式 6

バリアフリー法に基づく計画に係る特定建築物の容積率の算定に参入されない床面積の算定表

建築物特定 施設	種別	通常床面積（イ）	認定床面積（ロ）	特例床面積 （B）
1 廊下等 （令 119）	（略）	（略）	（略）	（略）
2 階段 （令 23）	（略）	（略）	（略）	（略）
	(2) 中学校、高校、中等教育学校の生徒用のもの又は 1,500 m ² 以上の物販店舗、劇場、映画館等における客用のもの	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
3 傾斜路 （令 26）	（略）	（略）	（略）	（略）
4 昇降機	車椅子使用者用	$\frac{\text{籠面積 } 1.1 \text{ m}^2 \times \text{台数} \times \text{階数}}{\text{計 } \text{m}^2}$	$\frac{\text{籠面積} \times \text{台数} \times \text{階数}}{\text{計 } \text{m}^2} = \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	$\frac{(\text{ロ}) - (\text{イ})}{(\text{B})} \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$
5 便所	（略）	（略）	（略）	（略）
6 駐車場	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）				
合計	（略）	（略）	（略）	（略）
延 べ 面 積 （A）	（略）	（略）	（略）	（略）
容積率の算定の基礎となる延べ面積に参入しない面積（C）	（略）	（略）	（略）	（略）

（注意）（略）

様式 7（略）

様式 6

バリアフリー法に基づく計画に係る特定建築物の容積率の算定に参入されない床面積の算定表

建築物特定 施設	種別	通常床面積（イ）	認定床面積（ロ）	特例床面積 （B）
1 廊下等 （令 119）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
2 階段 （令 23）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	(2) 中学校、高校、中等教育学校の生徒用のもの又は 1,500 m ² 超の物販店舗、劇場等における客用のもの	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
3 傾斜路 （令 26）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
4 便所	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
5 駐車場	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
6 劇場等の客席	誘導基準適合車椅子使用者用部分	$\frac{\text{スペースの面積 } 0.5 \text{ m}^2 \times \text{数}}{\text{計 } \text{m}^2}$	$\frac{\text{幅} \times \text{奥行} \times \text{数}}{\text{幅} \times \text{奥行} \times \text{数}} = \frac{\text{m}^2}{\text{計 } \text{m}^2}$	$\frac{(\text{ロ}) - (\text{イ})}{(\text{B})} \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$
合計	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
延 べ 面 積 （A）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
容積率の算定の基礎となる延べ面積に参入しない面積（C）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

（注意）（現行のとおり）

様式 7（現行のとおり）

平成 18 年国土交

通省告示第 1490

号の一部改正に

伴う規定整備ほ

か文言修正

様式 8 (略) (第二面) 1 特定建築物及びその敷地に関する事項 (略) (注意) 1. (略) 2. [建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超える部分] の欄には、法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（認定特定建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。）を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第 22 条の 2 第 5 項において準用する法第 19 条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。 (略) (第六面) ⑥ 便所 <table><tr><td>階</td><td>便所の総数</td><td>車椅子使用者用便房数</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td></td><td>平面図番号等</td><td>構造詳細図番号</td></tr><tr><td>車椅子使用者用便房のある便所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>水洗器具を設けた便房がある便所</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>(車椅子使用者用便房のある便所を除く)</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメル以下のものに限る）その他これに類する小便器がある便所</td><td></td><td></td></tr></table> (注意) 1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便房（車椅子使用者用便房を含む。）の総数を記入してください。	階	便所の総数	車椅子使用者用便房数					平面図番号等	構造詳細図番号	車椅子使用者用便房のある便所			水洗器具を設けた便房がある便所			<u>腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所</u>			<u>(車椅子使用者用便房のある便所を除く)</u>			床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメル以下のものに限る）その他これに類する小便器がある便所			様式 8 (現行のとおり) (第二面) 1 特定建築物及びその敷地に関する事項 (現行のとおり) (注意) 1. (現行のとおり) 2. [建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分] の欄には、法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（認定特定建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。）を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第 22 条の 2 第 5 項において準用する法第 19 条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。 (現行のとおり) (第六面) ⑥ 便所 <table><tr><td>階</td><td><u>便所の総数</u></td><td>便房の総数</td><td>車椅子使用者用便房数</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td></td><td>平面図番号等</td><td>構造詳細図番号</td></tr><tr><td><u>多数の者が利用する便所（以下に掲げるものを除く。）</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>車椅子使用者用便房のある便所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>水洗器具を設けた便房がある便所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメル以下のものに限る。）その他これに類する小便器がある便所</td><td></td><td></td></tr></table> (注意) 1. <u>便所の総数の欄には、多数の者が利用する便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所）の総数を、</u>便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主と	階	<u>便所の総数</u>	便房の総数	車椅子使用者用便房数						平面図番号等	構造詳細図番号	<u>多数の者が利用する便所（以下に掲げるものを除く。）</u>			車椅子使用者用便房のある便所			水洗器具を設けた便房がある便所			床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメル以下のものに限る。）その他これに類する小便器がある便所			バリアフリー法 施行規則第 8 条 の第 3 号様式に 合わせる 脱字修正
階	便所の総数	車椅子使用者用便房数																																															
	平面図番号等	構造詳細図番号																																															
車椅子使用者用便房のある便所																																																	
水洗器具を設けた便房がある便所																																																	
<u>腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所</u>																																																	
<u>(車椅子使用者用便房のある便所を除く)</u>																																																	
床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメル以下のものに限る）その他これに類する小便器がある便所																																																	
階	<u>便所の総数</u>	便房の総数	車椅子使用者用便房数																																														
	平面図番号等	構造詳細図番号																																															
<u>多数の者が利用する便所（以下に掲げるものを除く。）</u>																																																	
車椅子使用者用便房のある便所																																																	
水洗器具を設けた便房がある便所																																																	
床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメル以下のものに限る。）その他これに類する小便器がある便所																																																	

⑦ 車椅子使用者用客室

客室の総数	車椅子使用者用客室数

	平面図番号等
車椅子使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。

(第七面)

⑧ 敷地内の通路

	配置図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置がわかるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるように記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑨ 駐車場

全駐車台数	車椅子使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車椅子使用者用駐車施設	

して高齢者、障害者等が利用する全便所)にある便房(車椅子使用者用便房を含む。)の総数を、
それぞれ記入してください。

(第七面)

⑦ 客席

客席の名称	客席に設ける座席の数	誘導基準適合車椅子使用者用部分の数

	平面図番号等	縦断面図番号
誘導基準適合車椅子使用者用部分の数		

(注意)

1. 客席に設ける座席の数の欄には、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席に設ける座席の数を、客席ごとに記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した誘導基準適合車椅子使用者用部分の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるように記入してください。

⑧ 客室

客室の総数	車椅子使用者用客室数

改正案⑦客席は
第八面(現行)
から第七面(改
正案)へ変更

改正案⑧客室は
第六面(現行)
から第七面(改
正案)へ変更

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車椅子使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。

2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

⑩ 客席

客席の総数	車椅子使用者用客席数

	平面図番号等	縦断面図番号
車椅子使用者用客席		

(注意)

1. 客席の総数の欄には、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席の総数を記入してください。

2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した車椅子使用者用客席の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるように記入してください。

⑪ 浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

	平面図番号等
車椅子使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。

2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。

(第八面)

⑨ 敷地内の通路

	配置図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置がわかるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるように記入してください。

2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。

3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑩ 駐車場

駐車施設の総数	車椅子使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車椅子使用者用駐車施設	

(注意)

1. 駐車施設の総数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車施設の数（車

改正案⑨敷地内の通路は第七面（現行）から第八面（改正案）へ変更

改正案⑩駐車場は第七面（現行）から第八面（改正案）へ変更

